

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月20日 岡山地方法務局 登記官 松浦純志

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2600-2022-0022	岡山市北区建部町鶴田字浜972番2
2600-2022-0023	岡山市北区建部町鶴田字マナゴ1012番